

# 特別養護老人ホーム入所指針

今 治 市

今治市老人福祉施設連絡協議会

(はかた寿園)

# 今治市指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所指針

## 1 目的

この指針は、愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年愛媛県条例第 64 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）への入所に当たり、必要性が高い者の優先的な入所を行うため、入所の基準を明確にし、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

## 2 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所決定に係る検討を行うために、合議制の入所検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置するものとする。
- (2) 検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員及び施設職員以外の第三者等で構成する。
- (3) 検討委員会は施設長が招集し、定期的（少なくとも 3 か月に 1 回程度）に開催するものとする。
- (4) 検討委員会は、入所希望者名簿（以下「希望者名簿」という。）を調整するとともに、これに基づいて入所の優先順位の検討を行う。
- (5) 検討委員会は、審議の内容を議事録（3（3）ウ及びエの今治市の意見を含む。）として 2 年間保管しなければならない。

## 3 入所検討対象者の選定について

- (1) 入所検討の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護 3 から要介護 5 までの要介護者及び居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護 1 又は 2 の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とする。
- (2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮する。
  - ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状若しくは行動又は意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
  - イ 知的障害、精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状若しくは行動又は意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
  - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全及び安心の確保が困難である。
  - エ 単身世帯、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。
- (3) 要介護 1 又は 2 の入所申込者の特例入所が認められる場合には、以下のような取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と今治市との間で情報の共有等を行うこと。なお、施設と今治市との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取扱いと異なる手続きとすることができる。
  - ア 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことにつ

いてやむを得ない事由について、その理由等必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めることとする。

イ アの場合において、施設は、今治市に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求める。

ウ イの求めを受けた場合において、今治市は、地域の居宅サービスや生活支援等の提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容等も踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。

エ 2の入所検討委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて今治市に意見を求めることが望ましい。

#### 4 入所希望者順位決定基準

##### (1) 希望者名簿の作成

ア 施設は、入所希望者全員について、施設所定の申込書に別表1の「入所申込者第一次判定基準」（以下「第一次判定基準」という。）該当調査票及び被保険者証の写しの提出を受け、その結果を別表1の「第一次判定基準」により点数化し、入所の優先順位についてのグループ分けを行う。

イ 次に、上記の作業で分けられた上位グループ者について、別表2の「入所申込者第二次判定基準」（以下「第二次判定基準」という。）に基づき、詳細に入所希望者の状況を調査し、入所順位の検討を行う。

ウ 上記ア及びイでの評価によって、上位の者から希望者名簿に登載する。

エ 別表1による上位グループの人数については、施設の入所希望者数により各施設で決定する。

オ 入所希望者数の少ない施設においては、第一次判定と第二次判定を同時に行うことが望ましい。

##### (2) 希望者名簿の調整

ア 希望者名簿は、検討委員会の開催に合わせてその都度調整する。

イ 検討委員会において、入所希望者の性別や居室の状況等を考慮の上、入所順位を変更することが適当と認められる場合は、入所順位を変更することができる。

#### 5 特別な事由による入所

(1) 次に掲げる場合については、検討委員会の検討を行うことなく入所を決定することができる。

ア 措置入所

イ 長期入院で契約解除した入所者の再受入れ

入所者が3か月を超える入院により、一旦契約解除となった場合であって、以前の入所理由が解消されておらず、入所の必要性が認められるとき。

ウ 緊急を要する場合

(ア) 災害や事件・事故等により検討委員会を招集する余裕がないとき。

(イ) その他特段の緊急性が認められるとき。

(2) 前項の規定に基づき入所決定を行った場合は、直近に開催する検討委員会に報告するものとする。

## **6 辞退者の取扱**

- (1) 入所の意思を確認したにもかかわらず、申込者の都合により、辞退があった場合は、入所希望者順位を繰り下げることができる。
- (2) 前項の規定に基づいて入所希望者順位を繰り下げた後、再度辞退があった場合については、施設は当該申込者を希望者名簿から削除することができる。

## **7 入所基準の公表**

各施設は、入所基準を公表するとともに、入所希望者に対してその内容を説明するものとする。

## **8 附則**

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

## 入所申込者第一次判定基準

この表は、入所申込者の入所順位の優先判定に際して、あらかじめ大枠での入所順位の上位・中位・下位等のグループ分けを行う作業に使用する。

## 1 介護の必要性（10～50点）

要介護度	配点
介護度 1	10点
介護度 2	20点
介護度 3	30点
介護度 4	40点
介護度 5	50点

## 2 在宅介護の困難性（10～50点）

## ①介護者の有無（10～50点）

介護者の状況		配点
介護者 なし		50点
介護者 あり (主たる介護者の年齢)	65歳未満	10点
	65歳以上 75歳未満	15点
	75歳以上	20点

## ②介護者の状況（0～20点）

※上記①の点数に、下記の該当する項目を最大2項目まで加算する。  
ただし、20点を限度とする

主たる介護者の状況		配点
主たる介護者 続柄：	就労中	10点
	育児中	5点
	病弱で介護が困難	10点～20点
	他に介護している	10点

※介護者とは、同一敷地内又は近隣に在住し、介護している者又は介護能力のある者。  
なお、介護放棄は介護者ありとみなす。

※「就労中」とは、生計を維持するために仕事に従事している場合をいう。

※「育児中」とは、未就学の乳幼児を世話している場合をいう。

※「病弱で介護困難」とは、現在治療中の疾病や慢性疾患・障害等があつて、その介護に应付できないときが多い場合、また、既に介護認定を受けてそのサービスを利用している場合等をいう。

※「他に介護している」とは、当事者以外にも、病弱者や障害者等の世話をしている場合をいう。

合 計	／100点
-----	-------

## 入所申込者第二次判定基準

この表は、別表 1 の第一次判定基準で抽出したグループ等について、そのグループ内での優先度を判定するため、下記の項目等による詳細な調査を行うものである。

## 1. 日常生活上の問題点 (0～20点)

## ①障害高齢者の日常生活自立度 (0～6点)

ランク	J	A	B	C
配点	1	2	4	6

## ②認知症高齢者の日常生活自立度 (0～6点)

ランク	I	II	III	IV	M
配点	1	2	3	5	6

## ③認知障害等に伴う問題行動の内容やその程度 (0～8点)

問題行動の程度・頻度	配点	問題行動の内容 暴言・暴行、不潔行為、一人で出たがる、一人で戻れない、常時の徘徊、介護に抵抗異食行動、昼夜逆転、火の不始末、物を壊すなど。
介護負担 多い	8	
〃 普通	5	
〃 少ない	2	
〃 ない	0	

※上記行動の内容・件数・頻度等を考慮して配点する

## 2 家族等の状況や生活場所等 (1～22点)

## ①家族等の問題 (0～6点)

介護者の状況	配点	介護者の状況 介護者は居るが殆ど協力なし、 介護者は居るがやや非協力的である、 介護者は別棟又は近隣である、 介護者は他人である、など
介護能力 なし	6	
〃 低い	4	
〃 普通	2	
〃 高い	1	

※介護者の状況を総合的に判断し配点する

## ②生活の場所 (1～8点)

在宅	介護保険施設		病院		その他施設	生活支援施設 (ケアハウス、サ高住、養護等)		小規模 多機能
	特養	老健療養	短期入院中	長期入院中	グループホーム 障害施設等	介護無	介護付 (特定)	
8	1	2	3	4	3	6	2	5

## ③居宅サービスの利用状況 (1～3点)

利用状況	3割未満	3割以上6割未満	6割以上
配点	1点	2点	3点

## ④待機期間 (0～3点)

待機期間	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上
配点	1点	2点	3点

## 3 特記事項 (0～10点)

介護の必要性や在宅介護の困難性について、別表 1、2 により判定するが、これらの項目に反映されない部分について、入所検討委員会等で特記事項の理由付けを行い加算できるものとする。

点	理由：
---	-----

合計	/ 50点
----	-------

## 補足事項

この指針は、今治市と今治市老人福祉施設連絡協議会の協議に基づいて作成されています。そのため、保険者が今治市以外からの申し込みに際しても、この指針に基づいて運用するものとします。

よって、今治市以外の保険者地域から特例入所申込みがあった場合に、施設は、該当する保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を、文書にて求めます。

この指針に定める方法によらない特例入所申込みは、特例入所の要件に該当することの判定ができず不受理となる場合があります。

## 運用に関して

今治市又は当該市町村保険者からの意見等から、当該入所申込者が特例入所対象者に該当すると判断された場合は、入所申込みを正式に受理する旨を連絡します。

ただし、当該入所申込者が特例入所対象者に該当しないと判断された場合は、当該入所申込者に不受理となった旨を伝えるとともに、入所申込書を、写しを取った上で返却、又は当該入所申込者の了承のもと破棄します。

また、要介護3から要介護5の要介護状態である時期に入所申込みを行った申込者が、入所待機期間中の要介護認定更新において、要介護1又は2に変更となった場合には、特例入所対象者に該当するか否か判断を要する申込者に移行となるため、再度の申し込みが必要になる場合があります。

ついては、待機期間中に無用の誤解、混乱及び不安を与えないために、事前の制度説明を詳細に行うとともに、第一次判定、第二次判定等の作業において現在の要介護度と現状に乖離がある場合には、適切な要介護度になるよう区分変更を勧めるとともに、入所判定委員会においてそれらの状況を考慮した順位付けを行い、保険者にその情報を報告します。

## 入所後に関して

当指針を経て入所となった要介護3から要介護5の入所者においても、入所期間中に要介護認定更新により要介護1又は2となった場合、特例入所対象者に該当するか否かの判断を要することとなり、該当しないと判断された場合には施設から退所頂くこととなります。

入所決定後及び入所後に無用の不安を与えないために、入所前に制度説明を詳細に行うとともに、入所前待機期間中の第一次判定、第二次判定等の作業において現在の要介護度と現状に乖離がある場合には、適切な要介護度になるよう区分変更を勧めるとともに、入所判定委員会においてそれらの状況を考慮した順位付けを行い、保険者にその情報を報告し判断を仰ぎ、是正指導を求めます。

## 要介護認定更新及び区分変更における要介護度変更等の届けに関して

入所申込み後の待機期間中に要介護度、介護者の状況、生活の場所等に変化変更が生じた場合には、原則として申込者自身で変更事項に関して届け出ることを要します。

申し出がなき場合は、情報の更新がされない、介護認定の失効として申し込みの取り消しなどの扱いとなる場合があります。

また、故意に変更の届け出を行わなかった場合や、記載事項や変更の届け出に虚偽があった場合は、申込み自体を強制的に取り消す場合があります。